

令和3年4月27日

保護者様

川崎市立川崎高等学校
校長 岩木正志

暴風警報発令時・地震発生時等における生徒の安全確保について

日ごろより本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。
さて、「暴風警報」等発令時および地震発生時における、生徒の安全確保を最優先とした川崎市立学校における「臨時休業措置」「下校措置」の対応について、川崎市教育委員会によるガイドライン(通知)が示されております。これをうけて、本校では、次のように対応いたしますのでお知らせいたします。

なお、本校では、こうした自然災害発生時に限らず、生徒の安全確保を最優先に教育活動に取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

- 1 神奈川県内のいずれかの市町村で、特別警報及び暴風を伴う警報発令時
【始業時刻の3時間30分前以降に、神奈川県内で特別警報及び暴風を伴う気象警報が発令されている場合】

●当日を臨時休業とします。

※始業時刻の3時間30分前の時刻：
昼間部(水曜日以外) 10時45分
昼間部(水曜日) 12時20分
夜間部 14時00分

※昼間部が休業となった場合でも、14時までに警報が解除された場合、夜間部は通常通り授業を行います。

【生徒登校後、学校での教育活動中(在校中)に発令された場合】

●活動時間(授業や部活動等)を繰り上げ安全なうちに生徒を下校させます。

※なお、安全に下校できないと判断される場合は、当該生徒を学校で待機させる安全措置を講ずることがあります。

- 2 暴風を伴わない警報発令時(大雨警報、大雪警報など)

●交通機関の運行状況などを確認し、安全に留意して登校させてください。

- 3 川崎市内のいずれかの地域に、震度5強以上の地震が発生したとき

【発生が始業時刻前の場合】

●発生した当日および翌日を臨時休業とします。

[裏面もごらんください]

【発生が学校での教育活動中（在校中）の場合】

● 発生した当日および翌日を臨時休業とします。

※当日は教育活動（授業、部活動など）を中止し、安全に下校できると判断された段階で教職員の指示により生徒を帰宅させます。なお帰宅困難な生徒については安全に下校できると判断されるまで学校に留め置きます。

【発生が休日、休前日の場合】

● 休日明けの平日を臨時休業とします。

※また休日明けの平日が授業日でないとき（夏季休業中や振替休日など）は生徒の学校での活動をすべて中止とします。

4 東海地区に大規模地震の警戒宣言が発令されたとき

【在宅時、休日などの場合】

● 警戒宣言が解除されるまで臨時休業とします。

【通学途中の場合】

● 安全に留意して、ただちに帰宅してください。

※また警戒宣言が解除されるまで臨時休業とします。

【教育活動中（在校中）の場合】

● 教育活動（授業、部活動など）を中止し安全に下校できると判断された段階で、教職員の指示により生徒を帰宅させます。

※なお、帰宅困難な生徒については、安全に下校できると判断されるまで学校に留め置きます。また、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とします。

以上について、ご不明な点がある場合は、
平日の14:00～21:30 の間に
定時制 教頭までお問い合わせください。
Tel 044-244-4981(代)